様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	平成２８年７月７日（木曜日） 午前１０時から午前１０時５０分まで		
開催場所	みよし市役所３階３０１会議室		
出席者	坂口良行（会長）、南谷直毅、倉橋洋子、清田雄治、深谷陽子 （事務局） 伊藤総務部長、佐藤総務部参事、酒井総務部次長、溝口総務専門監兼総務課長、海堀総務課副主幹、塚崎総務課主任主査、久野総務課主査		
次回開催予定日	平成２８年９月２０日（火曜日）		
問合せ先	総務課　担当者名　塚崎、久野 電話番号０５６１－３２－８０００ ファックス０５６１－３２－２１６５ メールアドレスsoumu@city.aichi-miyoshi.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	―
審議経過	○総務課長；定刻になりましたので、ただ今から、平成２８年度第１回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。始めに、市長から委嘱状の交付を行います。 （委嘱状交付） ○総務課長；ここで、市長よりあいさつを申し上げます。 （市長あいさつ） ○総務課長；ここで、市長は公務のため退席させていただきます。 （市長退席） ○総務課長；委員の皆さま２年間よろしくお願いします。それでは、事務局の紹介をさせていただきます。資料２４ページをご覧ください。 （事務局自己紹介） ○総務課長；それでは、議題に入る前に、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第６条第１項の規定により、審査会には、会長を置くことになっており、委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。どなたかご意見はございませんでしょうか。 ○南谷委員；坂口委員に会長をお願いするということでいかがでしょうか。 ○総務課長；坂口委員に会長をお願いするとの意見が出ましたが、いかがでしょうか。		

	（全員一致で坂口委員を会長に決定） ○総務課長；それでは、坂口委員は、会長席に移動をお願いします。それでは、坂口会長からごあいさつをいただきたいと思います。 （会長あいさつ） ○総務課長；ありがとうございました。続きまして、職務代理者の選出につきまして、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第６条第３項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とすることになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いしたいと思います。 ○坂口会長；職務代理者は、南谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （南谷委員了承） ○総務課長；それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第７条第１項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取回しを会長にお願いします。なお、本審査会の議題につきましては、会議を公開とさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。 ○坂口会長；それでは、議題１点目の「平成２７年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について」、事務局から説明をお願いします。 ○総務課主査；議題１点目の平成２７年度情報公開及び個人情報保護制度における開示等の状況について説明をいたします。資料１ページをご覧ください。平成２７年度のみよし市情報公開条例による開示請求の実施状況です。開示請求件数は全部で７９件あり、その内訳は全部開示が３５件、部分開示が３８件、不開示が６件となっています。参考として下段に平成２６年度、平成２５年度の処理件数を掲載しています。開示請求の内容につきましては、資料の２ページから１９ページまでに掲載している内容のとおりとなっています。なお、資料中の黄色の網掛けは部分開示の決定をしたもので、茶色の網掛けは不開示の決定をしたものとなっています。不開示の決定をした６件については、いずれも文書の不存在を理由としています。部分開示の決定をした３８件については、個人の住所、氏名、印影などの個人情報、法人の印影などの法人情報に該当するものが主な理由となっています。次に資料の２０ページをご覧ください。平成２７年度のみよし市個人情報保護条例による開示請求等の実施状況となっています。平成２７年度の請求件数は６件で、処理状況は全部開示が２件、不開示が４件となっています。こちらも参考として平成２６年度、平成２５年度の処理件数を掲載しています。開示請求の内容は２１ページに掲載した内容のとおりとなっています。こちらも不開示のものは茶色の網掛けで表示をしています。不開示の決定をした４件のうち３件は該当する保有個人情報を保有していないため不存在を理由

	としたもので、１件は死者に関する個人情報の開示請求で、その個人情報が開示請求者本人の個人情報とは認められないため不開示としました。資料２２ページをご覧ください。みよし市情報公開制度及び個人情報保護制度に関する不服申立ての状況です。平成２７年度におきましては、みよし市個人情報保護条例による不服申立てが１件あり、みよし市情報公開条例による不服申立てで平成２６年度からの継続審議が１件ありました。内訳は、高齢福祉課の個人情報の不開示決定に対する不服申立てが１件、教育委員会教育行政課の情報公開一部開示決定に対する不服申立てが１件ありました。２件とも昨年度中に審査会で審議をしていただき、教育委員会教育行政課の決定については一部開示決定のうち一部は開示すべきで、その他の情報については不開示とした決定は妥当であるとの答申をいただき、高齢福祉課の決定については妥当であるとの答申をいただきました。以上で議題１点目の説明とさせていただきます。 ○坂口会長；ただいまの説明に対し、意見、質問などがありましたらお願いします。 ○坂口会長；昨年度は審査会で異議申立ての審議をしましたが、審議がない年度もありますね。よろしければ、第１点目はこれまでとし、第２点目の平成２８年度審査会の開催日程について事務局から説明をお願いします。 ○総務課長；資料２３ページをご覧ください。今年度の今後の審査会のあり方ですが、不服申立ての審議に関する審査会の開催は原則２箇月ごとの審査案件を翌月に審議することでお願いしたいと思います。したがって、不服申立ての審査案件がない月は審査会を開催しないこととしたいと思います。なお、開催の有無については少なくとも２週間前には委員の皆様に文書でお知らせしたいと考えていますので、よろしくお願いします。なお、審査案件があった場合の開催日をあらかじめ決めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。 ○坂口会長；結構です。日程を一応決めておき、審査案件がなければ開催を止めることで進めたいと思います。 ○総務課長；それでは、９月、１１月、１月、３月について日程をお決めいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 （各委員により日程調整） ○総務課長；それでは、確認をさせていただきます。まず、９月２０日火曜日午前１０時、１１月７日月曜日午前１０時、１月１６日月曜日午前１０時、３月６日月曜日午前１０時の日程でよろしいでしょうか。ありがとうございました。 ○坂口会長；それでは、議題３点目の情報公開・個人情報保護審査会の概要について事務局から説明をお願いします。

	○総務課主任主査；資料２５ページをご覧ください。本日開催の情報公開・個人情報保護審査会は、みよし市の情報公開条例、個人情報保護条例の開示決定等や実施機関からの諮問に基づき調査審議をしていただく附属機関となりますが、まず情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について説明をします。１点目に情報公開制度及び個人情報保護制度の開示決定等の審査請求の調査審議があります。情報公開制度と個人情報保護制度でなされる審査請求については、情報公開制度では市の行政文書を開示請求に基づき開示決定や不開示決定を行いますが、行政文書の不開示又は部分開示の決定に対して開示請求者からなされるものや、行政文書の開示決定や部分開示に対して、行政文書に開示請求者以外の第三者の情報が記録されていた場合で第三者から開示又は部分開示に対して反対意見書が出されていたときに第三者から審査請求がなされるものがあります。また、実施機関が所定の期間内に開示決定等をしない不作為に対して審査請求がなされるものもあります。また、個人情報保護制度における審査請求については、個人情報保護条例において個人情報の本人からの個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求が規定されており、その開示決定、訂正決定、利用停止決定に対して請求者本人からなされるものがあります。また、開示請求に係る保有個人情報に第三者の情報が記録されていた場合で、その第三者が開示決定等に反対の意見書を提出していた場合に第三者からなされるもの、開示請求、訂正請求、利用停止請求に対して実施機関の不作為があった場合になされるものがあります。２６ページに審査会における調査審議の流れの略図が載せてあります。左が市長、教育委員会等の実施機関でこれらの機関の開示決定等に対し右側の審査請求人から審査請求がなされた場合に実施機関は中央の審査会に諮問をします。諮問と併せて審査請求の対象となった決定についての弁明書を審査会に提出することとなります。審査会は、弁明書の写しを審査請求人に送付し、審査請求人から弁明書に対する反対意見書が提出されます。これにより実施機関、審査請求人双方の主張が審査会に提出されることとなります。審査会では弁明書や反対意見書の内容に基づき開示決定等の処分と審査請求について調査審議をしていただくこととなります。調査審議の結果について実施機関に対し答申がなされ、最終的に実施機関が審査請求に対する裁決をする流れとなります。資料の２５ページにお戻りください。所掌事務の２点目として、個人情報保護条例における事項の審議となります。１点目が本人取得の原則の特例です。本日別に配布の例規集の１３ページの条例第５条をご覧ください。第５条では実施機関が個人情報を取得するときの原則が規定されています。実施機関は、個人情報を取得する場合は、本人から取得しなければならないこととされており、例外として第１号から第８号までの規定があります。１点目が法令又は条例の規定に基づく場合、２点目が本人の同意がある場合、３点目が出版、報道等により公にされている場合、４点

	目が人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合、５点目が争訟、選考、指導、相談に関するもので、本人から個人情報を取得することが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、６点目が他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体から個人情報を取得する場合で個人情報を取得することに相当の理由がある場合、７点目が本人が所在不明、精神上の障害等の事由により本人から取得することができない場合、８点目に当審査会の意見を聴いた上で個人情報が必要かつ欠くことができないと認められる場合となります。次に思想等に関する情報の取得の制限の特例です。条例の第６条に規定されています。実施機関は思想、信条、信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない原則があり、例外として、法令又は条例の規定に基づくとき及び当審査会の意見を聴いた上で利用目的を達成するためにその個人情報が必要かつ欠くことができないと認められる場合は取得することができるとしています。３番目が利用及び提供の制限の特例となります。条例の第１２条第２項に規定があります。第１２条第１項で実施機関は、利用目的以外のために個人情報を利用又は提供してはならないと規定しており、ただし、第２項でその例外として５点規定をしています。１点目が本人の同意があるとき又は本人に提供する場合、２点目が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合で、利用することに相当の理由がある場合、３点目が他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に個人情報を提供する場合で事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合、４点目に統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供する場合、最後に、当審査会の意見を聴いた上で公益上の必要その他の保有個人情報を提供することについて特別の理由があると認められる場合となります。４番目がオンライン結合による提供の制限です。条例の第１４条に規定しています。通信回線で通信機器を繋ぎ実施機関以外の者が個人情報を随時入手することができる状態をオンライン結合と言いますが、実施機関はオンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない制限があります。ただし、例外として、法令又は条例の規定に基づくとき又は当審査会の意見を聴いた上で公益上の必要があり個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合としています。５番目が特定個人情報評価です。マイナンバーの関係になります。マイナンバー法の施行により、マイナンバーが記録されている個人情報ファイル、いわゆる個人情報の集合体を法令で特定個人情報ファイルと言っていますが、特定個人情報ファイルを取得しようとする場合は、その取扱いについて評価を受けなければならないとの法律の規定となっています。その評価項目について第三者機関の意見を聴かなければならないこととなっており、その第三者機関として当審査会を位置付けしています。以上が２５ページのアからオの個人情

	報保護条例の審議事項となります。概要の２点目ですが、情報公開・個人情報保護審査会の権限として、３点あります。１点目がインカメラ審理というものです。インカメラ審理とは、諮問があった場合に諮問の対象となる行政文書や保有個人情報の内容を直接見聞していただくものです。２点目がヴォーンインデックスというものです。こちらは、対象となる文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法で分類、整理した資料について審査をしていただくものです。この２点のほか、必要な調査として意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる権限を審査会は有しています。参考として、この３年間の不服申立ての状況を３番目に載せています。平成２５年度は０件、平成２６年度、２７年度はそれぞれ１件の不服申立てがされている状況です。以上が概要の説明となります。 ○坂口会長；この議題について意見、質問があればお願いします。 ○南谷職務代理；オンライン結合は、具体的には何処と何処を繋ぐことを想定しているのですか。 ○坂口会長；印鑑証明、住民票等をオンラインで発行することなどでしょうか。 ○総務課主任主査；住基ネットはよく知られているものと思います。その他にもご意見をいただきオンライン結合で行っている事務もあるかと思います。 ○坂口会長；以前、この審査会で審査した、コンビニと市役所を繋ぐものが具体例ではないかと思います。 ○南谷職務代理；実施機関とは別のところと繋ぐことがあるということでしょうか。 ○総務課主任主査；実施機関同士は、市役所内部の機関同士のやり取りとなりますので、他の市町村やそれ以外のものとのやり取りとなります。 ○南谷職務代理；広域の災害の際に被災者の名前を確認し合うため他の市町村と繋ぐ場合ことはあるのでしょうか。 ○総務課主任主査；他の市町村への提供は条例上認められています。その提供を相手方が随時入手することができる状態について、公益上必要があると認められる場合がオンライン結合の例外となります。 ○坂口会長；他にご質問等はありますか。 ○清田委員；他の市町村では、庁舎内のサーバで一括管理して

	いた個人情報を業者との契約により庁舎外で管理し、クラウドなどでアクセスして活用する場合もオンライン結合としており、その場合も審査会の意見を聴いて実施しています。このようなケースも該当するのではないかと思います。 ○総務課主任主査；みよし市の場合は、電算は自前で行っており、電算担当の職員もいます。外部にホストコンピュータ、サーバは置いていません。 ○坂口会長；クラウドでのサーバ管理になる予定はありますか。 ○総務部次長；当面はないと思います。そういった職員配置にもなっています。 ○坂口会長；他にはよろしいでしょうか。それでは、議題３点目は以上とします。新たな委員の方もみえますので、各委員で自己紹介をしたいと思いますが、いかがでしょうか。 （各委員自己紹介） ○坂口会長；議題の他に何かありますでしょうか。特にないようですので、情報公開・個人情報保護審査会を終了します。 ○総務課長；ありがとうございました。次回の審査会については、開示決定等に係る審査請求などの案件がありましたら、開催させていただきますのでよろしくお願いします。